

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 家庭学習用モバイル Wi-Fi ルーター賃貸借事業
- (2) 規格及び仕様 仕様書のとおり
- (3) 貸借期間 令和7年7月1日(火)から令和10年6月30日(金)まで(36ヶ月)
- (4) 納品場所 市が指定する場所
- (5) 入札金額 使用料総額(税込)
- (6) 仕様書等 施設整備室ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 16階 施設整備室
- (2) 日時 令和7年4月16日(水) 午前10時

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、

- (1) 東大阪市財務規則第88条の2の規定により令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていて、業種・種目「007-06(備品・通信・電気設備・視聴覚設備機器)」、「031-01(情報処理・システム開発・運用)」、「031-99(情報処理・その他)」のいずれかを希望していること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 過去5年間に府内、府外の近畿圏内の自治体または学校において当該業務に類似する業務の契約について1件以上の受託実績を別紙2「業務実績」により提出することができること。
- (4) 仕様書に示す当該業務において、関係法令を遵守し、当該業務執行にあたることを誓約できること。
- (5) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者であっても更正計画が認可された者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないものであること。ただし、同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続の開始をしなかった者又はなされなかった者とみなす。
- (8) 入札に参加する者が次のいずれかの関係に該当する者同士でないこと。
 - ①親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者
 - ②親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④一方の会社の役員、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和7年4月16日(水)から 令和7年4月21日(月)正午まで	施設整備室へ メール	5を 参照
入札参加資格審査申請	令和7年4月16日(水)から 令和7年4月28日(月)正午まで	施設整備室へ 持参(送付可)	6を 参照
入札参加の辞退	令和7年5月16日(金)入札開始まで	電話にて施設 整備室に連絡	6を 参照
入札及び開札	令和7年5月16日(金)午前11時	第1入札室	7を 参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、質問書（様式7・ウェブサイトからダウンロードすることができる）により令和7年4月21日（月）正午までに施設整備室までメール（kyoiku-ict@city.higashiosaka.lg.jp）にて送信すること。

メールのタイトルは「【モバイル Wi-Fi ルータ】質問書」とすること。

なお、質疑に対する回答については、令和7年4月24日（木）までに市ウェブサイト（入札・契約に関するお知らせ）において提供するものとする。

※入札・契約に関するお知らせ(<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-1-0.html>)

6 入札参加資格審査申請に関する事項

（1）入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	入札参加申請書	様式1
2	事業者の概要	様式2
3	業務実績	様式3
4	誓約書	様式4
5	入札参加確認通知書	様式5
6	受付票	様式6
7	760円切手を貼った長形3号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください。

※各様式につきましては、ウェブサイトよりダウンロードしてください。

（2）入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 16階 施設整備室

イ 申請日時 令和7年4月16日（水）（公告掲示後）から令和7年4月28日（月）まで（本市の閉庁日は除く。）の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで（4月28日（月）については正午まで、持参または発送記録が確認できる方法での送付。期限内必着。）

（3）入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和7年5月2日（金）までに通知する。

（4）入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、令和7年5月8日（木）までに本市施設整備室まで書面を持参し提出、または発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。

ウ 説明の求めがあった時は、令和7年5月13日（火）までに書面により回答する。

（5）入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和7年5月16日（金）入札開始までに電話にて施設整備室に連絡の上、入札辞退届を提出すること。（様式につきましては、ウェブサイトよりダウンロードしてください。）

7 入札及び開札の場所及び日時等

（1）場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 別館2階 第1入札室

（2）日時 令和7年5月16日（金）午前11時（時間厳守）

（3）開札は、入札直後同室で入札者立会の下で行う。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの。
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となったもの。
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかったもの。
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定されたもの。

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第 96 条第 2 号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第 102 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札に遅刻又は無断で欠席した場合は、失格とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、失格となるので注意すること。)
※入札書は入札参加確認通知書送付の際、同封する。
- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げるものを記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること。(届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要です。)
 - ① 入札日及び件名
 - ② 届出の商号又は名称及び所在地
 - ③ 代表者又は受任者(支店等で届出されている場合)の職及び氏名
 - ④ 代理人の氏名

12 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。
- (2) 予定価格内での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいない場合は、入札不調とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

13 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第 111 条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 3 に相当する額以上とする。
(1,000 円未満の金額は、1,000 円に切り上げ)
但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
 - ① 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号の規定により履行保証保険に加入する場合。
 - ② 契約金額が 500 万円未満の場合。
- (3) 契約締結に際しては、東大阪市暴力団排除条例第 8 条第 2 項の規定により、暴力団員密接関係者ではないことを表明した誓約書を提出すること。
(ただし、契約金額が 500 万未満の場合は除く。)

14 支払事項

支払いは1ヶ月ごとに、その翌月に支払うものとする。

15 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④ 一方の会社の役員、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

16 問い合わせ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市教育委員会事務局 施設整備室 担当：松元・松井

TEL（直通） 06-4309-3853

Mail kyoiku-ict@city.higashiosaka.lg.jp

施設整備室ウェブサイトアドレス

http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/32-6-0-0-0_1.html